

議案第40号

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

新居浜市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条（見出しを含む。）中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新居浜市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に

係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、同一の事由により傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金等とが併給される場合の調整率を改定するため、及び行政不服審査法の全部改正に伴う所要の条文整備を行うため、本案を提出する。